資料１－１

「神奈川県手話推進計画」の平成 28 年度の取組状況及び平成 29 年度の取組等について

施　策	平成 28 年度の取組状況〔初年度〕	平成 29 年度の取組み〔２年度目〕	取組の方向性
１　手話の普及			
(1)　県民への手話の講習等を拡充し、手話に対する理解促進	○　市町村と連携した県民向け手話講習会の開催 ・逗子市、三浦市、大和市、南足柄市が開催する手話講習会に県が講師を派遣、派遣費用を負担【４市５回開催】。	○　市町村と連携した県民向け手話講習会の開催〔継続〕 ・　引き続き、市町村に働きかけを実施	・県が講師の派遣費用を一定期間負担することによって市町村の取組を促進し、市町村単独の継続的な取組として移行させていく。
(2)　各種広報を充実し、手話の普及啓発の推進	○　手話推進計画リーフレットの作成、配布（９月） 映画「聲の形」を活用したリーフレット 30,000 部作成、コンビニ等で配布 ○　「かなかなかぞく」を活用した手話動画の作成・公開（11 月） ○　県のたより 11 月号１面「手話を学んで交流の輪を広げよう！」 ○　KANAGAWA Muffin 11 月 26 日放送「手話を学んでみよう」 ○　カナフルＴＶ 11 月 27 日放送「広がる手話の輪」	○　手話推進計画リーフレットの作成、配布〔継続〕 ・新たなデザインにより作成 ○　県広報部門と連携した広報の展開 ・手話普及用動画の作成の検討等	・様々な広報ツールを活用して、幅広い世代など、広く県民だれもが手話に興味・関心を持つような効果的な広報を実施していく。
(3)　イベント等を活用した手話の普及等の推進	○　手話普及推進イベントを開催した（９月 10 日） ・「聲の形」の先行上映会とともに、手話講習会等を実施。 ・当日は約 400 人が参加。	○　一部 新 手話普及推進イベントの開催 ・来年度は、著名人を手話普及推進大使（仮称）として参加をお願いする。	・ろう者とろう者以外の方の交流の場を設け、県民が実際に手話と出会う機会となるような効果的なイベントを実施していく。
２　手話に関する教育及び学習の振興			
(1)　児童・生徒の学びを充実	○　教育現場での学習教材の作成、提供 ・学習教材「手話を楽しく学ぼう！」を、小・中・高校に配付	○　教育現場での学習教材の作成、提供〔継続〕［教育局］ ・学習教材「手話を楽しく学ぼう！」を各学校に配布	・ホームページで配信中の動画「手話を楽しく学ぼう！」の更新及び平成 30 年度手話の取組事例集の作成・配付するとともに、学習教材の活用を促していく。
(2)　教員向けの手話研修を充実	○　教員向けに手話研修を実施 ・教員向けの手話研修を実施	○　教員向けに手話研修を実施〔継続〕［教育局］ ・すべての年次研修の中で手話の研修を実施	・すべての子どもが、障がいのあるなしに関わらずできるだけ同じ場で共に学び共に育つというインクルーシブな学校づくりに向け、教員が手話を習得できるよう研修を実施していく。 ・各学校における手話の取組をより一層充実させていくため、教員向け研修会の実施及び講師派遣等の支援を行っていく。
(3)　手話を学ぶためのしくみを充実	○　手話学習用冊子の作成、配布（９月） ・手話単語を 30 語程度掲載した学習用冊子「手話を学んでみよう！」30,000 部作成、コンビニ等で配布。 ・6,000 部を増刷（２月） ○　手話学習用冊子の内容に沿った動画の作成、公開（３月）	○　手話学習用冊子「手話を学んでみよう！」の増刷〔継続〕	・手話を身近で分かりやすく学習できような冊子、動画などのツールを充実させていく。
３　手話を使用しやすい環境の整備			
(1)　日常生活において手話を使用できる機会の充実	○　事業者による手話講習会の開催 ・約 100 社に働きかけ実施、21 社 41 回開催。 ・業態別(銀行、物販、飲食)のテキスト作成【神奈川県聴覚障害者連盟に委託】。 ○　県職員向け手話講習会の開催 ・全庁向け６回開催（７～９、２～３月）し、267 名が参加。 ○　議会手話通訳推進事業 ・本会議場傍聴席のディスプレイ及び貸出用タブレットに手話通訳映像を配信 ・庁内放送及びインターネット中継に手話通訳映像を配信	○　新 県機関におけるタブレット端末を活用した手話通訳 ・合同庁舎等 15 ヶ所にタブレット端末を配備 ○　事業者による手話講習会の開催〔継続〕 ・委託事業として実施【神奈川県聴覚障害者連盟を予定】 ・業態別手話講習会用の動画作成 ○　県職員向け手話講習会の開催〔継続〕 ○　新 知事定例記者会見時の手話通訳者配置	・県が講師の派遣費用を一定期間負担することによって、事業者の取組を促進し、事業者単独の継続的な取組に移行させていく。
(2)　非常時に、手話で意思疎通できる環境の整備を促進	○　庁内ワーキンググループを設置・運営 ・第１回：28. 7. 22　・第２回：28. 10. 5　・第３回：29. 1. 31 ・当事者からのヒアリング等を実施するとともに、非常時用コミュニケーションボードの作成について関係所属の合意が得られた。	○　庁内ワーキンググループの運営〔継続〕 ・新 非常時コミュニケーションボード作成、配付検討等	・引き続き、事故・急病などの緊急時の対応や、大規模災害時などに、意思疎通できる方策を関係機関と連携し、検討、実現させていく。
(3)　手話通訳者の計画的な養成	○　障害福祉計画に基づき実施	○　障害福祉計画に基づき実施〔継続〕［障害福祉課］	・手話通訳者養成事業の充実を図るためには、高いスキルを持つ指導者を養成することが不可欠であることから、講習会の講師を担うことができる人材を育成する。
(4)　手話通訳者が派遣される機会等を拡充	○　県主催イベント等に手話通訳者を配置 各所属にて実施　106 回	○　県主催イベント等に手話通訳者を配置〔継続〕	・事業者等に手話通訳者の派遣制度を周知するなどして、市町村や民間のイベント等に手話通訳者の派遣を促進していく。